

岩手県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成24年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。

平成24年2月24日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 島川良彦

合 計	20,670	10,044	3,079			740	130	1,000尾	49	15	2	254	44	13	11	10	11,100	104	21,600	1
-----	--------	--------	-------	--	--	-----	-----	--------	----	----	---	-----	----	----	----	----	--------	-----	--------	---

注1 種苗放流する稚魚の標準サイズを次のとおりとする。

あゆ	1尾の重量	6グラム
やまめ	〃	6 〃
いわな	〃	6 〃
うなぎ	〃	30 〃
こい	〃	50 〃

- 2 さくらますは、やまめの放流をもって増殖とみなすものとする。
- 3 沿岸河川における稚あゆの放流は、自河川採捕の稚あゆを自然遡上が困難な上流部に放流する場合を含むものとする。
- 4 うぐいは、くき瀬を産卵場造成として併用する場合は、くき瀬漁業の禁漁期間を設定する等産卵場の保護措置を講ずるものとする。
- 5 こいの種苗放流を実施する場合は、コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示を遵守するものとする。
- 6 ふなの種苗放流は、コイヘルペスウイルス病の汚染区域外の安全な種苗を用いるものとする。